

各分野別マスタープランの「施策への反映の考え方」

参考 3

第6次総合計画 基本計画(素案)			分野別マスタープラン(各施策分野の基本的な方針を定めた計画)			
分野	施策分野	施策	計画名	審議中	方針レベルの内容	施策への反映の考え方
1 節 都 市 経 営	1-(1) 市民自治・協働	(1)市民自治の基盤となる地域自治の確立 (2)様々な市民活動の充実 (3)市民と行政の協働の推進	宝塚市協働の指針 (H25.3～)		「すべての施策の実行は市民のために」という観点で、市民と行政が本指針を共有し、取組の方向を一致させ、協力してまちづくりを推進する。	「宝塚市協働の指針」は、本市の協働の原則等を定めているもので、その原則により施策を進める。
	1-(2) 人権・部落問題・男女共同参画	(1)すべての人の人権が尊重されるまちづくりの推進	第3次宝塚市人権教育及び人権啓発基本方針 (H30.3～R5.3)		(基本理念) すべての人々の人権が尊重される、明るく住みよい地域社会をめざす (基本的あり方) 人権教育、啓発は学校、地域、家庭、職場、その他様々な場を通じて、多様な機会を設けて効果的な手法により、定期的、継続的に実施します。 1 協働による人権教育、啓発の推進 2 実施主体間の連携と多様な機会の提供 3 時、場所に応じた効果的な方法	人権教育及び人権啓発基本方針の基本理念との整合を意識し、基本理念の表現を用いて施策を位置付けた。
		(2)戦争や核兵器のない平和な社会の実現				
		(3)すべての人が性別にとらわれず、自分らしく暮らせるまちづくりの推進	第2次宝塚市男女共同参画プラン (H28～R7)		(基本理念) 1 社会のあらゆる分野に、男女が共に参画する機会が保障されるまち 2 すべての人が性別にとらわれず、自分らしく生き生きと暮らせるまち 3 各々の個性と能力を十分に発揮し、男女が共に責任を分かちあえるまち 4 性の多様性が尊重されるまち (基本方針) 1 男女共同参画社会実現のための教育・学習・啓発の推進 2 女性への暴力の根絶とあらゆる人々の人権の尊重 3 ワーク・ライフ・バランスの推進と個性と能力を発揮できるまちづくり 4 男女共同参画社会実現のための総合的推進	基本理念2の表現を用いて施策を位置付けた。 基本理念2は、プラン全体を象徴するものとしてプランの副題に用いている。
	1-(3) 開かれた市政	(1)市民との情報共有の推進 (2)市民との対話と交流の推進 (3)まちの魅力の効果的な発信				
	1-(4) 情報化	(1)誰もが利便性、サービス向上を実感できるデジタル行政の推進 (2)デジタルシフトによる効率的な行政運営の推進	宝塚市ICT戦略 (H28～)		(基本戦略) 1 サービスの高度化 2 安全安心の実現 3 暮らしの質の向上と地域の魅力発信 4 協働のまちづくりの実現のための基盤整備 5 安心して使えるICT環境の整備と行政事務の効率化	「宝塚市ICT戦略」の取組項目が基本計画に含まれるよう意識して施策を位置付けた。 (ICT戦略の基本戦略4は、施策分野「1-(3)開かれた市政」と紐づけることとし、「1-(4)情報化」には位置付けていない。 なお、第6次総合計画に合わせた修正を来年度に行う予定。(主に、第5次総合計画との関係の記載部分や語句の見直し、取組項目の整理等を行う予定)
	1-(5) 行財政運営	(1)時代にふさわしい公共サービスの追求 (2)時代の変化に対応できる職員の育成と、組織体制の整備 (3)将来の見える行財政運営の推進	(仮称)宝塚市行財政運営に関する指針 (R3～12)		※以下は、現在検討中の案。 (基本方針) 将来を見据えた健全で持続可能な行財政運営 (目指す方向性) 1 時代にふさわしい公共サービスの追求 2 時代の変化に対応できる職員の育成と、組織体制の整備 3 将来の見える行財政運営の推進	次期指針は、基本計画の施策をもとに改定する予定。

第6次総合計画 基本計画(素案)			分野別マスタープラン(各施策分野の基本的な方針を定めた計画)				
分野	施策分野	施策	計画名	審議中	方針レベルの内容	施策への反映の考え方	
2 節 安全・都市基盤	2-(1) 危機管理・防災・消防	(1) 迅速・適切な危機管理体制づくりの推進	宝塚市危機管理指針(H24~)		(目的) 総合かつ計画的な危機管理対策の推進を図り、もって市民(通勤通学者、観光客などの市民以外の者を含む。)の生命、身体及び財産に関する安全及び安心を確保する (基本方針) 1 危機管理体制 2 事前対策 3 応急対策 4 事後対策	宝塚市危機管理指針の中心となる危機管理体制との整合を意識し、施策に位置付けた。	
		(2) 自助・共助を核とした防災体制づくりの推進	宝塚市地域防災計画(毎年度改定)		(目的及び基本方針) ・災害対策基本法第42条の規定に基づき作成する本市の防災・災害対策における根幹的な計画であり、地震、風水害、大規模事故の予防と対策等を規定している。	宝塚市地域防災計画のなかで、市民との協働で取り組むテーマを意識し、施策に位置付けた。	
		(3) 充実した消防・救急体制の推進	宝塚市消防計画(H2.4~ 適宜修正)		(策定方針) ・市民の生命、身体及び財産を火災や災害から保護するため、災害予防及び災害発生時の消防職員の行動規範に加え、総合計画に沿って消防力を整備、維持するための具体的な内容を定める。	次期計画の事業計画については、総合計画の施策を基に作成予定。	
	2-(2) 防犯・交通安全	(1) 防犯意識の啓発、協働による安全なまちづくりの推進					
		(2) 交通安全意識の啓発、協働による安全なまちづくりの推進	第10次宝塚市交通安全計画(H28~R2)		(基本理念) ・交通事故のない宝塚を目指して ・人優先の交通安全思想 ・ICT等の活用 (基本的な考え方) ＜道路交通の安全対策＞ ・歩行者など交通弱者の安全確保 ・自転車の安全確保 ・地域の実情を踏まえた施策の推進 ・役割分担と連携強化 ・交通事故被害者等の参画と協働	本計画は、交通安全対策基本法に基づき、国や県の交通安全計画に準じて作成する市町村単位での計画であるため、基本計画の施策も踏まえ改定する予定。	
	2-(3) 消費生活	(1) 全年齢切れ目のない消費者教育や啓発の推進	宝塚市消費者教育推進計画(R3~R7)	○	(計画の目標) 「消費者市民社会の実現をめざして、自ら考え行動する消費者を育みます」 (基本方針) 1 切れ目ない消費者教育を推進します。特に成年年齢の引き下げに伴い高校生・大学生に向けた消費者教育に取り組みます。 2 安心して住み続けられるよう、高齢者を担う悪質商法の被害を予防し、対処法を伝える啓発活動に取り組みます。 3 様々な関係機関・団体とネットワークを強化し、積極的に情報を発信するとともに、情報共有を行い、きめ細やかな支援を行います。	宝塚市消費者教育推進計画の審議をこれから進めていくにあたり、市案として、左記のとおりの方針レベルの内容を考慮しており、市案と整合を図りながら施策を位置付けた。	
	2-(4) 土地利用・市街地・北部整備	(1) 持続可能な都市づくり (2) 地域の活力の維持・増進 (3) 地域の特性にあった良好なまちづくりの推進	(仮称)たからづか都市計画マスタープラン2022(R4~R13予定)	○	※ 現在検討中のため、たからづか都市計画マスタープラン2012を記述。 (めざす将来都市像) 庭園都市、居住文化創造都市、芸術レクリエーション都市 (人口減少社会に向けた都市づくりの考え方) ・コンパクトな都市づくりへの転換が必要 ほか (土地利用方針) ＜南部市街地＞ ・市街地の拡大抑制 ・住宅地の魅力の継承と利便性・快適性の向上 ほか ＜市街地周辺緑地＞ ・豊かな自然環境の保全 ほか ＜北部地域＞ ・豊かな自然環境と田園環境・農業生産機能の保全 ・地域活力維持のための土地利用の誘導と交流促進 ほか (市街地整備の方針) ・既成市街地、市街化進行地域、新市街地に区分し、これから市街地の特性に応じた整備を進めることにより、土地の有効利用、高度利用を図り、宝塚らしい魅力あるまちづくりを進める。 ほか	たからづか都市計画マスタープラン2012を踏まえ、施策を位置付けた。 (1) 持続可能な都市づくり コンパクトな都市づくりの転換 ＜南部市街地＞ ・市街地の拡大抑制 ＜市街地周辺緑地＞ ・豊かな自然環境の保全 ＜北部地域＞ ・豊かな自然環境と田園環境・農業生産機能の保全 (2) 地域の活力の維持・増進 ＜南部市街地＞ ・住宅地の魅力の継承と利便性・快適性の向上 ＜北部地域＞ ・地域活力維持のための土地利用の誘導と交流促進 (3) 地域の特性にあった良好なまちづくりの推進 市街地整備の方針との整合を意識して位置付けた。	

第6次総合計画 基本計画(素案)			分野別マスタープラン(各施策分野の基本的な方針を定めた計画)			
分野	施策分野	施策	計画名	審議中	方針レベルの内容	施策への反映の考え方
2 節 安全・都市基盤	2-(5) 住宅・住環境	(1)住宅ストックの活用促進と、美しい住環境の維持 (2)安心して住み続けられる住まいづくりの促進	宝塚すまい・まちづくり基本計画(住宅マスタープラン)(H28～R7)		(基本理念) 住み続けたい、移り住みたい、魅力あるまち「宝塚」 (基本目標) 1 宝塚市の魅力に惹かれた、住みたい、住み続けたい人の多様なニーズに応えられる住まいと住環境 2 安全で安心していきいき暮らせる住まいと住環境 3 地域の特性を生かした良好な住環境	分野別マスタープランの基本目標の達成に向け、今後特に重要となるマンションを主とする住宅ストックの質の向上、空き家などの活用促進、住宅耐震化を基本計画の施策として位置付けた。
	2-(6) 道路・交通	(1)計画的、効率的な道路整備の推進 (2)公共交通の利便性の向上と、新たな移動手段の検討 (3)橋梁などの道路構造物の長寿命化や計画的な修繕の推進 (4)すべての人にやさしい安全で快適な道路環境づくりの推進	宝塚市道路網基本構想(H30.12～R10.12)		・市域全体の道路網の方針を示し、歩行者、自転車、自動車など全ての交通にとって、安全かつ快適な道路環境の実現を目指す。 ・幹線道路については慢性的な渋滞解消を目指し、都市計画道路と既存の主要道路で幹線道路網を構築する。 ・補助幹線道路の防災機能や市街地形成機能の向上を目指し、都市計画道路と既存の道路で補助幹線道路網を構築する。 ・幹線道路・補助幹線道路からなる道路網の形成により、生活道路への通過交通の混入を防ぎ安全な生活道路を確保する。	道路網基本構想の方針と合致するよう意識し、計画的、効果的な道路整備や歩行者、自転車など、すべての交通にとって安全かつ快適な道路環境の実現を施策(1)(3)(4)に位置付けた。
			宝塚市地域公共交通総合連携計画(H23～R2) ※宝塚市地域公共交通網形成計画(R3～R12)を策定予定		(基本方針) ・地域の公共交通の充実により、市民生活の利便性を高め、地域の活性化を図る ・公共交通を充実させる上で、市の役割や姿勢を明確にする ・公共交通サービスの整備を実践するためのルールを作る ・市、バス事業者、利用者、そして地域住民や地域の企業などは相互に協力して取り組む ・公共交通サービスの充実を図るために必要な施策を実施するとともに、実施状況を随時確認し、計画や施策の内容を更新していく (目標) ・鉄道、バスおよび苦痛にならない範囲の徒歩により、市民生活のモビリティの確保を図る。	現在の地域公共交通総合連携計画を基に、少子高齢化や人口減少といった社会背景を踏まえた新たな公共交通の基本計画として、地域公共交通網形成計画を令和3年度に策定する予定であり、連携計画と社会情勢の変化を意識して、地域の実情に応じた移動手段の確保と公共交通ネットワークの形成を施策(2)に位置付けた。
	2-(7) 河川・水辺空間	(1)治水・土砂災害対策の推進 (2)うるおいや安らぎのある河川・水辺空間の創出	宝塚市水のマスタープラン(H14～)		(コンセプト) セグロセキレイが棲むまちからづか 1.自然と共生する水辺の創出(環境) 2.きれいな水の流れるまちの創出(親水) 3.安全・安心なまちの創出(治水)	宝塚市水のマスタープランは、環境、親水、治水の視点から市域の「水」に関する施策の基本方針を示すものであり、その趣旨を踏まえ、基本計画の施策を位置付けた。
	2-(8) 上下水道	(1)安全で良質な水道水の安定的な供給 (2)安全・安心で安定した下水道サービスの提供	宝塚市水道ビジョン2025(H28～R7)		(基本理念) 安全で安心な水道を未来へつなぐ (基本施策) ・安全(安心して飲める水道) ・強靱(危機管理に対応できる水道) ・持続(お客さまから信頼され続ける水道) ・経営(健全な経営に支えられた水道)	宝塚市水道ビジョン2025の基本施策との整合を意識し、基本施策と同様の表現で施策を位置付けた。
宝塚市下水道ビジョン2025(H28～R7)				(基本理念) 安全・安心で市民と共に未来へつなぐ下水道 (基本施策) ・安全・安心(クライシスマネジメント) ・環境との共生(アセットマネジメント) ・基盤の強化	宝塚市下水道ビジョン2025の基本施策との整合を意識し、基本施策と同様の表現で施策を位置付けた。	

第6次総合計画 基本計画(素案)			分野別マスタープラン(各施策分野の基本的な方針を定めた計画)			
分野	施策分野	施策	計画名	審議中	方針レベルの内容	施策への反映の考え方
3 節 健康・福祉	3-(1) 健康・医療	(1)健康意識の向上とライフステージに応じた健康づくりの推進 (2)妊産婦・子どもへの母子保健施策の推進	健康たからづか21 (第2次後期計画) (R1~R5) 宝塚市次世代育成支援行動計画(母子保健計画) (R2~R6)		(基本理念) すべての市民がいつまでも健康で安心して暮らせるまちを目指します (基本方針) 1 重点的に取り組む分野ごとの健康づくりの推進 2 ライフステージに応じた健康づくりの推進 3 個人の健康づくりを社会全体で支援するための環境整備の推進 4 健康危機事案への対応	施策(1)は、健康たからづか21の基本方針の表現や4つの基本方針に共通する健康意識の向上を加えて施策とした。 施策(2)は、宝塚市次世代育成支援行動計画の基本目標である「すべての子どもと家庭への支援」と整合を図った。
		(3)安心・安全な地域医療体制の確保	宝塚市立病院改革プラン2017 (H29~R2)		(基本理念) 市民の健康といのちを守ります (基本方針) 1 継続して良質な急性期医療を提供するため、救急受入体制とがん診療体制を強化 2 医師会等の関係団体、地域医療機関、介護施設などの情報共有や、多職種連携による在宅復帰に向けた退院支援等により地域包括ケアシステムを構築 3 経営の効率化 4 阪神北圏域における公立病院の将来構想について、県をはじめ近隣各市及び公立病院と情報交換の場を持ち、連携と今後のあり方を検討 5 現在の経営形態では解決が困難な課題に直面した場合は、経営形態について検討	本プランは令和2年度までであり、次期プランは基本計画の施策をもとに改定する予定。
	3-(2) 地域福祉	(1)多文化・共生型の地域づくり (2)包括的な支援体制づくり	宝塚市第3期地域福祉計画 (R3~R12)	○	(基本理念) すべての人が互いを認め合い、支え合い、共に輝きつづける 安心と活力のまち 宝塚 (基本目標) 1 多文化・共生型の地域づくり 2 包括的な支援体制づくり	宝塚市第2期地域福祉計画の基本目標と同様の表現で施策を位置付けており、第3期計画とも整合が図られる予定である。
	3-(3) 高齢者福祉	(1)高齢者が自分らしくいきいきと暮らせる環境づくり (2)望む場所で安心して暮らせる体制づくり	宝塚市地域包括ケア推進プラン (R3~R5)	○	(基本理念) 健康で、安心して自分らしくいきいきと暮らし続けられるまち宝塚 (基本方針) 1 自分らしくいきいきと暮らせる高齢者のいきがづくり 2 住み慣れた地域で暮らし続けられる生活支援体制の構築 3 介護が必要になっても安心して暮らせるサービスの充実	宝塚市第7期地域包括ケアプランの基本方針との整合を意識し施策を位置付けており、8期計画とも整合が図られる予定である。
	3-(4) 障害(がい)者福祉	(1)障害(がい)者の自立に向けた地域支援体制の整備 (2)障害(がい)者の権利擁護の推進 (3)障害(がい)のある子どもの成長を支える取組 (4)障害(がい)者の就労支援や生活支援の推進	宝塚市第5次障害(がい)者施策長期推進計画 (R3~R8)	○	(基本理念) すべての人が心豊かに、普通に暮らせる社会へ (基本目標) 1 共生社会をめざし、障害(がい)のある人の主体性を尊重し、社会参加と自己実現を支援します。 2 障害(がい)のある人の権利擁護、差別解消を推進します。 3 障害(がい)のある人の住み慣れた地域での、安全・安心な暮らしの実現をめざします。 4 障害(がい)のある子どもの成長にあわせた、切れ目ない療育や教育を推進します。	現在、審議中である宝塚市第5次障害(がい)者施策長期推進計画の基本目標との整合を意識しながら基本計画の施策の位置付けを行った。
3-(5) 社会保障	(1)生活困窮者等の経済的・日常的・社会的な自立の促進 (2)健やかな暮らしを支える医療保険制度等の適切な運営					

第6次総合計画 基本計画(素案)			分野別マスタープラン(各施策分野の基本的な方針を定めた計画)			
分野	施策分野	施策	計画名	審議中	方針レベルの内容	施策への反映の考え方
4節 子ども・教育	4-(1) 児童福祉・青少年育成	(1)すべての子どもと家庭への支援 (2)子育てと仕事の両立支援 (3)安全安心の子育て環境づくり (4)家庭や地域の子育て力の向上と子どもの社会参加の促進	宝塚市次世代育成支援行動計画 たからっ子「育み」プラン (宝塚市子ども・子育て支援事業計画、母子保健計画、(仮称)子どもの貧困対策計画) (R2~R6)		(基本理念) 子どもを育むことが未来を育む 「育む」ことが楽しくなるまちへ (基本的視点) 1 子どもがいいきと育つように成長のプロセス全体を支えます 2 「親」が安心して子どもを育めるように支えます 3 地域でみんなが「育む」ことを楽しめるように支えます (基本目標) 1 すべての子どもと家庭への支援 2 子育てと仕事の両立支援 3 教育環境の整備 4 安全・安心の環境づくり 5 家庭や地域の子育て力・教育力の向上 6 子どもの社会参加の促進	宝塚市次世代育成支援行動計画たからっ子「育み」プラン(宝塚市子ども・子育て支援事業計画、母子保健計画、(仮称)子どもの貧困対策計画)(R2~R6)の基本目標との整合を意識し、基本目標と同様の表現で施策を位置付けた。ただし、基本目標のうち「3 教育環境の整備」については、第6次総合計画においては、施策分野「4-(2)学校教育」、「4-(3)社会教育」の各施策に含まれている内容として位置付けた。
	4-(2) 学校教育	(1)子どもの「生きる力」の育成 (2)学校園、教職員の教育力の向上 (3)市民全体による子どもの支援	宝塚市教育振興基本計画 (R3~R12)	○	(基本目標) 「自分を大切に 人を大切に ふるさと宝塚を大切にする人づくり」 (教育の方向性) 1 子どもの「生きる力」を育む 2 学校園、教職員の教育力を高める 3 市民全体で子どもを応援する 4 生涯を通じて学ぶことのできる環境を充実する (基本方針) 1 子ども一人ひとりが大切にされ、共に育つ教育を進めます 2 学ぶ意欲を高め、確かな学力の定着を図ります 3 心身ともに健やかな子どもを育てます 4 命の大切さを知り、思いやりの心を持つ子どもを育てます 5 時代に対応できる子どもを育てます 6 ことばを大切に、感性豊かな子どもを育てます 7 学校園の組織の充実を図ります 8 学校教育を担う人材の育成に努めます 9 安全・安心な学校園の整備を進めます 10 時代に応じた教育環境の整備に努めます 11 家庭・地域と連携し、子どもの発達を支援します 12 学びをまちづくりに生かします 13 魅力ある図書館づくりを進めます 14 ふるさと宝塚の文化遺産を守り、活用します 15 市民のスポーツライフを支援します	宝塚市教育振興基本計画(後期計画)の教育の方向性との整合性を意識し、学校教育と関連の強い「教育の方向性の1~3」について同様の表現で施策を位置付けた。 また、それぞれの「教育の方向性」に関連付けられた「基本方針」をそれぞれの施策の施策展開の方針に位置付けた。
	4-(3) 社会教育	(1)生涯を通じて学ぶことのできる環境の充実 (2)スポーツに親しむ環境づくりの推進				教育振興基本計画の「基本方針」との整合を意識し、基本方針と同様の表現で施策を位置付けた。

第6次総合計画 基本計画(素案)			分野別マスタープラン(各施策分野の基本的な方針を定めた計画)			
分野	施策分野	施策	計画名	審議中	方針レベルの内容	施策への反映の考え方
5 節 環 境	5-(1) 都市景観	(1) 景観計画に基づく「宝塚らしい景観」の魅力の向上	宝塚市景観計画 (H24～)		(都市景観の形成について) 自然や歴史・文化を「守る」、市民主体のまちづくりの活動などを「育てる」、周囲のまちなみや自然景観と調和した都市景観を「つくる」ことが重要であり、これらの取り組みを通じて、宝塚らしさを感じる都市景観を形成する。 (方針) 1 自然景観の保全、都市との共生・調和 2 個性的で魅力あるまちなみ景観の保全・育成 3 北部地域の田園・集落景観を保全・育成し、自然景観との調和 4 まちづくりの活動の推進と芸術文化の創造・育成	景観計画に定めた、宝塚らしさを感じる都市景観の形成との整合を意識し、「守る」、「育てる」、「つくる」の取組となるよう表現した。
	5-(2) 緑化・公園	(1) 地域の特性やニーズに応じた都市公園等の利活用の推進 (2) 緑豊かで美しく潤いのある都市空間形成の推進 (3) 緑地や里山・まち山の保全・再生の推進	宝塚市緑の基本計画 (R3.10～R14.3)	○	(みどりの将来像) みんなでつくる 花とみどりと水の夢舞台 (基本方針) 1 守り伝える(みどりを守り、次世代に伝える) 2 環境をつくる(住みたくなる緑の環境づくりを進める) 3 活かす(まちの魅力づくりにみどりを活用する) 4 協働で管理する(多様な主体の協働により適切に管理する)	本計画は、市が独自性、創意工夫を発揮して緑地の保全から公園緑地の整備、維持管理、その他の公共公益施設及び民有地の緑化推進まで、市の緑全般の将来のあるべき姿(方向性と目標像)とそれを実現するための施策を明らかにするものであり、基本方針との整合を意識しながら施策を位置付けた。
	5-(3) 環境保全	(1) 温室効果ガス排出量の削減 (2) 多様な生物が存在する豊かな自然環境の保全 (3) 健康に暮らせる環境の維持 (4) 環境保全を担う人材の育成	第3次宝塚市環境基本計画 (H28～R7)		(目指す環境都市像) 「環境都市・宝塚 健全で恵み豊かな環境を共に育むまち」 ～持続可能なまちへの先駆的転換をめざして～ (施策の体系) 1 地球温暖化対策と循環型のまちづくり 2 豊かな生態系を育むまちづくり 3 健康に暮らせるまちづくり 4 安全で快適な環境のまちづくり 5 みんなで取り組む環境づくり	分野別マスタープランである第3次宝塚市環境基本計画の「施策の体系」との整合を意識し、原則として施策の体系の趣旨を反映した表現で施策を位置付けた。
	5-(4) 循環型社会	(1) ごみの減量・資源化の推進 (2) 安全で安定したごみ処理				
	5-(5) 都市美化・環境衛生	(1) 市民との協働による美化活動の推進 (2) 環境衛生の維持				

第6次総合計画 基本計画(素案)			分野別マスタープラン(各施策分野の基本的な方針を定めた計画)			
分野	施策分野	施策	計画名	審議中	方針レベルの内容	施策への反映の考え方
6 節 観 光 ・ 産 業 ・ 文 化	6-(1) 観光	(1) 地域資源の磨き上げと掘り起こし (2) 積極的な誘客に向けた国内外への情報発信 (3) 持続可能な観光振興に向けた環境整備	宝塚市観光集客戦略(R3~R12) ※宝塚市観光振興戦略に改名予定	○	(戦略理念) ウェルネスを実現するまち、たからづか～宝塚の魅力(まちの宝)でよろこび、いやし、つながりを生み出します～ 市民も来宝者も“「こころ」も「からだ」も豊かになるまち”を目指し、より健康に、美しく、人生を豊かに彩るタカラヅカスタイルをデザインする「ウェルネス」を、キーワードに、宝塚ならではの取り組みで、観光振興を図る。 (取組の方向性) (1) 地域資源の磨き上げと掘り起こし (2) 積極的な誘客に向けた国内外への情報発信 (3) 持続可能な観光振興に向けた環境整備	(仮称)宝塚市観光振興戦略の基本目標との整合を意識し、基本目標と同様の表現で施策を位置付けた。 (過程については以下のとおり。) 本市には、温泉や歌劇、信仰(巡礼)、農産物、豊かな自然など、古くより積み重ねてきた『文化(まちの宝)』があり、それらは、人々の生業となり、まちの誇りとなるだけでなく、人々に喜びや癒しを与え、町を元気にしてきた。 これら「まちの宝(資源)」を生かし、今後も市民も来宝者も「こころ」も「からだ」も豊かになるまちを目指して、「ウェルネス」をキーワードに観光振興を図っていくこととし、審議会(宝塚市観光振興会議)での議論を進めている。
	6-(2) 商工業	(1) 新たな事業の創出 (2) 市内のにぎわい創出 (3) 宝塚ブランドを生かした魅力創出	宝塚市商工業振興計画(仮称)(R3~)	○	(将来目標) 創造都市・宝塚の実現 (基本方向1) 新たな事業の創出 (基本方向2) 市内の賑わい創出 (基本方向3) 宝塚ブランドを生かした魅力創出	現在、審議中である宝塚市商工業振興計画(仮称)の基本方向との整合を意識しながら施策を位置付けた。
	6-(3) 農業	(1) 農業の持続的な発展 (2) 農業の新たな価値創出の推進 (3) 「農」に触れ「農」を知る機会の創出	宝塚市農業振興計画(R3~R12)	○	(基本方針) (1) 農業の持続的な発展 (2) 農業の新たな価値創出の推進 (3) 「農」に触れ「農」を知る機会の創出	現在、審議中である宝塚市農業振興計画の基本方針との整合を意識しながら施策を位置付けた。
	6-(4) 雇用・労働環境	(1) 誰もがいきいきと働くための就労支援 (2) 働く場の創出と多様な働き方の実現 (3) 労働問題の防止と解決に向けた環境づくり	宝塚市労働施策推進計画(R3~R12)	○	(基本理念) 誰もが自分に合った働き方ができるように支援し、いきいきと働くことのできる労働環境の実現を目指します (基本方針) 1 誰もがいきいきと働くための就労支援 2 働く場の創出と多様な働き方の実現 3 労働時間の防止と解決に向けた環境づくり	現在、審議中である宝塚市労働施策推進計画の基本方針との整合を意識しながら施策を位置付けた。
	6-(5) 文化・国際交流	(1) 文化芸術に触れ、創造する喜びを実感できる環境づくり (2) 文化芸術により人と人とがつながる取組の推進 (3) 文化芸術により成長を続けることができる取組の推進 (4) 歴史や文化、習慣の違いを認め、尊重する地域社会の構築	宝塚市文化芸術振興基本計画(R3~R12)	○	(将来都市像) 『創造力を育む 文化芸術の薫り高い 宝塚』 目指すまちの姿である【ともに創る 文化芸術あふれる 創造性豊かなまち】になるよう取組を推進する。 (取組の方向性) (1) 文化芸術に触れ、創造する喜びを実感できる環境づくり (2) 文化芸術により人と人とがつながる取組の推進 (3) 文化芸術により成長を続けることができる取組の推進 (4) 歴史や文化、習慣の違いを認め、尊重する地域社会の構築	宝塚市文化芸術振興基本計画の基本目標との整合を意識し、基本目標と同様の表現で施策を位置付けた。 (過程については以下のとおり。) 文化芸術基本法が、観光やまちづくり、国際交流、福祉、教育、産業などの関連施策と有機的な連携を図ることにより文化芸術を推進することなど一部改正された。 本市においても、文化芸術振興の主役である市民(個人、法人、団体)が連携・協働することや民間施設を含む各文化関連施設間をはじめ、関連分野の施策と有機的連携を図ることで、文化芸術の振興により公共的課題を解決し、地域活性化や経済効果創出を図っていくこととし審議会(宝塚市民文化芸術振興会議)での議論を進めている。